

破天荒

教宣部

5034号

2017年
11月22日

化学一般京滋地本
全竹中労働組合



2017 冬の一時金 転がる石のように

月曜日に一時金について三回目の交渉を持ちました。少数組合で会社への影響力はないでしょうがおねだりする気はあります。一時金は賃金の後払いです。

二つの経常利益

経営(社長・会長・相談役)に確認したところ、前回説明された労務が勝手に推測した二つの経常利益はないそうです。団交で好き勝手なことを言っているのがよくわかりました。

二・五七カ月の月数は「業績」「世間相場・動向」「日本と海外のマクロ経済の状況と動向」「竹中各社の市場・経済動向」から総合的に算出した。二・五七カ月という

数字は同業他社より二〇%前後高いし、化学一般でもトップクラスの月数である。

一人当たり経常利益からの計算式や表については、前任者(吉田氏)より引継ぎしていないし文書化した覚えもないので会社は関知しない。経常利益がゼロの時の基準月数、夏二・一五冬二・四五カ月についても関知しない。その時々々の月数の決定は前述した四項目を

経営で総合的に判断するものであり、2カ月もあれば3カ月もあり得るし回答を変えつもりはない。補足として協課長より

「ふつうの会社で赤字とかなればボーナスはゼロです。竹中は良い会社です」とコメントもありました。

従業員の生活

会社月数の決定理由に「従業員の生活」はありませんでした。組合は結成以来、一時金を賃金の後払いと位置づけています。赤字の時、赤字の時でも一定水準の月数は保障するのが会社の責任だと交渉ごとに言っているわけですが、今冬季一時

金交渉では過去の交渉経過を「関知しない」と一蹴し「俺たち経営のトップが一方的に決められる」専権事項」という態度に変わったわけです。

タイムリミット

五日支給のタイムリミットではあったのですが組合としては妥結することを拒否しました。従来なら非組合員も含め支給日は同一なので、法的な事柄を考えると組合は少数なので、また契約・嘱託社員は支給日に在籍していないと一時金は支払われないので、組合員以外については十二月五日に支給する方向で考える」という言葉がメッセンジャーの労務担当からすらすらと発せられました。(用意してたなこりゃ)

団交レポート

今回の団交は、前回発言があつた経常利益の計算方法の相違(コンピュータ上のもの?/実際の金額の出し入れによる計算)・最低月数(夏二・一五冬二・四五)の回答を確認するものでした。

結果は、労務が勝手に判断した。そんな数値は関知しないとの発言。おまけに業績・世間相場・マクロ経済状況・竹中各社の経済動向で月数を決定したとの予想せぬ回答をいただきました。

今回はそれなりの金額で良かったですが、次回同じ決定方法を取られると何とでも解釈できる方法。昨年と同じ経常利益でも今年も昨年と同程度の金額であるとの確証はありません。二年前の冬の一時金までは会社は関知しないと云った計算式の金額で回答された私たちは安心して生活ができました。組合は業績によつて左右されない安定した一時金を望んでいます。

企業の利益 給料に回らず

アベノミクスによる円安のもと、日本企業の利益は過去最高をぬりかえた。巨額のもつけの行き先は、企業の預金や株主への配当で、社員の給料や設備投資には回らない、企業が栄え

れば国民のくらしが豊かになる。そんな図式は、平成で終わりを告げた。(ある記事からの抜粋です)。

今冬の一時金の対象期間の経常利益(=税引き前の利益)は昨年のそれより約

一・四倍アップしています。それなのに昨年冬は二・六三ヶ月今年は一・五七ヶ月と0・0六ヶ月低い。総合的な算出での判断だったので、しょうか?



お知らせ

11月27日(月)
・冬季一時金4次団交

